

# 営繕工事設計業務委託特記仕様書

(平成 27 年改訂版)

平成 28 年 4 月 1 日以降適用

## 第 1 業務概要

1 業務名称 ( )

### 2 計画施設概要

(1) 施設名称 ( )

(2) 施設の場所 ( )

(3) 施設用途 ( )

平成 21 年 1 月 7 日国土交通省告示第 15 号 別添二 類型 第 号とする。

### 3 設計と条件

#### (1) 敷地の条件

ア 敷地の面積 ( )

イ 用途地域及び地区の指定 ( )

#### (2) 施設の条件

ア 施設の延べ面積 ( )

イ 主要構造 ( )

ウ 耐震安全性の分類 ( )

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による耐震安全性の分類は以下のとおりとする。

#### (7) 構造体類

(i) 建築非構造部材類

(v) 建築設備類

#### (3) 建設の条件

ア 工事費 ( )

イ 建設工期 ( )

#### (4) 設計と条件については、次の資料による。

- ・ 設計書の作成は秋田県営繕工事積算システムによること

・  
・  
・  
・

#### (5) 設計等業務委託料算定基準（平成 27 年度改訂版）第 3. 1. (1). オに定める補正

- ・ 構造設計等に係る特殊要因による補正 ( ) に該当

- ・ 設備設計等に係る特殊要因による補正 ( ) に該当

## 第 2 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「営繕工事設計業務委託共通仕様書」による。

### 1 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項の中で、「・」印の付いたものについては、○で囲んだものを適用する。

## 2 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。

- ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に定める一級建築士
- ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第3項に定める二級建築士
- ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第4項に定める木造建築士
- ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第5項に定める建築設備士

## 3 プロポーザル方式により業務を受注した場合の業務履行

受注者は、プロポーザル方式により設計業務を受託した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

## 4 設計業務の範囲

### (1) 一般業務

#### ア 基本設計

- ・ 建築（意匠）基本設計
- ・ 建築（構造）基本設計
- ・ 電気設備基本設計
- ・ 機械設備基本設計

#### イ 実施設計

- ・ 建築（意匠）実施設計
- ・ 建築（構造）実施設計
- ・ 電気設備実施設計
- ・ 機械設備実施設計

#### ウ 設計意図伝達（設計監理）

- ・ 設計意図を請負者等に正確に伝える業務
- ・ 設計変更等の業務
- ・ 営繕年報の作成

### (2) 追加業務

- ・ 建築積算業務
- ・ 電気設備積算業務
- ・ 機械設備積算業務
- ・ 透視図作成〔種類（ ）判の大きさ（ ）、枚数（ ）、額の有無（ ）及び材質（ ）〕
- ・ 透視図の写真撮影〔カット枚数（ ）、判の大きさ（ ）及び白黒・カラーの別（ ）〕
- ・ 模型製作〔縮尺（ ）、主要材料（ ）、ケースの有無（ ）及び材質（ ）〕
- ・ 模型の写真撮影〔カット枚数（ ）、判の大きさ（ ）及び白黒・カラーの別（ ）〕
- ・ 色彩等計画書の作成（仕上げ材（設備機材等を含む）の色彩、柄等について計画書とする）
- ・ 計画通知申請手続き業務

- ・ 市町村指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続き業務（標識看板の作成、設置報告書の届出、日影図の作成）
- ・ 防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続き業務
- ・ 省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務
- ~~・ 公共建築設計者情報システムによる業務カルテ登録（業務カルテ登録受領書を提出）~~
- ~~（参考）公共建築設計者情報システム（<http://www.pba.or.jp/pubdis/>）に業務カルテを登録するためには、業務カルテ登録料とは別に、入力システムの利用料金（情報掲載料）が発生する。~~
- ~~業務カルテ登録料は追加業務に含むが、入力システムの利用料は含まれないことに留意すること。~~

## 5 業務の実施

### (1) 一般事項

- ア 基本設計業務は、指示された設計と条件及び適用基準等によって行う。
- イ 実施設計業務は、指示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等によって行う。
- ウ 積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。

### (2) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行う。

- ア 業務着手時
- イ 調査職員又は管理技術者が必要と認めた時
- ウ その他（ ）

### (3) 適用基準等

特記なき場合は、国土交通大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

#### ア 建築（年版等）

- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（ ） ・ 貸与
- ・ 建築工事設計図書作成基準（ ） ・ 貸与
- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（ ） ・ 貸与
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（ ） ・ 貸与
- ・ 建築物解体工事共通仕様書・同解説（ ） ・ 貸与
- ・ 建築設計基準（ ） ・ 貸与
- ・ 建築構造設計基準（ ） ・ 貸与
- ・ 環境配慮型官庁施設設計指針（ ） ・ 貸与
- ・ 省エネルギー建築設計指針（ ） ・ 貸与
- ・ 公共建築工事積算基準（ ） ・ 貸与
- ・ 公共建築数量積算基準（ ） ・ 貸与
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式（ ） ・ 貸与
- ・ 公共建築工事内訳書作成要領（ ） ・ 貸与
- ・ 秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例（ ） ・ 貸与

#### イ 設備（年版等）

- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（ ） ・ 貸与
- ・ 建築設備計画基準（ ） ・ 貸与
- ・ 建築設備設計基準（ ） ・ 貸与

- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（ ） ・ 貸与
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（ ） ・ 貸与
- ・ 公共医療関係施設工事標準仕様書（電気設備工事編）（ ） ・ 貸与
- ・ 公共医療関係施設工事標準仕様書（機械設備工事編）（ ） ・ 貸与
- ・ 環境配慮型官庁施設設計指針（ ） ・ 貸与
- ・ 省エネルギー建築設計指針（ ） ・ 貸与
- ・ 公共建築工事積算基準（ ） ・ 貸与
- ・ 公共建築設備数量積算基準（ ） ・ 貸与
- ・ 公共建築設備工事内訳書標準書式（ ） ・ 貸与
- ・ 公共建築設備工事内訳書作成要領（ ） ・ 貸与
- ・ 秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例（ ） ・ 貸与

(4) 資料の貸与及び返却

貸与資料	摘 要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適用基準等のうち、貸与に○印の付いたもの</li> <li>・</li> </ul>	

貸与場所（ ） 貸与時期（ ）

返却場所（ ） 返却時期（ ）

(5) 成果物の提出場所（ ）

- ・ 部分引渡しにかかる指定

指定部分の業務名、引渡期限及び業務委託料

- ・ 基本設計 平成 年 月 日 業務委託料の100分の〇〇以内の額
- ・ 実施設計 平成 年 月 日 業務委託料の100分の〇〇以内の額



		成果物	縮尺等	摘要
電気設備	一般業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 電気設備計画概要書</li> <li>▪ 仕様概要書</li> <li>▪ 工事費概算書</li> <li>▪ ランニングコスト概算書</li> <li>▪ 比較検討書（自然エネルギー等）</li> <li>▪ 各種技術資料</li> </ul>	適宣 適宣 A 4 適宣 適宣 適宣	
	追加業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ ( )</li> </ul>		
機械設備	一般業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 空気調和設備計画概要書</li> <li>▪ 給排水衛生設備計画概要書</li> <li>▪ 昇降機設備計画概要書</li> <li>▪ 仕様概要書</li> <li>▪ 工事費概算書</li> <li>▪ ランニングコスト概算書</li> <li>▪ 比較検討書（自然エネルギー等）</li> <li>▪ 各種技術資料</li> </ul>	適宣 適宣 適宣 適宣 A 4 適宣 適宣 適宣	
	追加業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ ( )</li> </ul>		

（注）：電気及び機械設備の成果図書は、建築（意匠）基本設計の成果図書の中に含めることもできる。



成果物		縮尺	摘要	
建築 構造	一般 業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構造設計図</li> <li>ア 伏図</li> <li>イ 軸組図</li> <li>ウ 各部断面図</li> <li>エ 標準詳細図</li> <li>オ 各部詳細図</li> <li>・ 構造計算書</li> <li>・ 仕様書</li> <li>・ 工事費概算書</li> <li>・ 各種技術資料</li> <li>・ ( )</li> <li>・ ( )</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1/100</li> <li>適宜</li> <li>適宜</li> <li>適宜</li> <li>適宜</li> <li>A 4</li> <li>適宜</li> <li>A 4</li> <li>A 4</li> </ul>	
	追加 業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築工事積算数量算出書</li> <li>・ 建築工事積算数量調書</li> <li>・ ( )</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>A 4</li> <li>A 4</li> </ul>	見積書、見積比較表含

(注) : 建築(構造)の成果図書は、建築(意匠)実施設計の成果図書の中にも含めることもできる。

		成果物	縮尺	摘要
電 気 設 備	一 般 業 務	・ 仕様書	適宣	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
		・ 敷地案内図	適宣	
		・ 配置図	適宣	
		・ 電灯設備平面図	1/100	
		・ 動力設備平面図	1/100	
		・ 受変電設備図	適宣	
		・ 自家発電設備図	適宣	
		・ 雷保護設備図	適宣	
		・ 構内交換設備平面図	1/100	
		・ 電気時計拡声設備平面図	1/100	
		・ 呼び出し設備平面図	1/100	
		・ テレビ共同受信設備平面図	1/100	
		・ 火災報知設備平面図	1/100	
		・ 中央監視制御設備図	適宣	
		・ 防犯設備平面図	1/100	
		・ 構内配線経路図	適宣	
		・ 構内情報通信網設備図	適宣	
		・ 各部詳細図	適宣	
		・ 各種系統図	適宣	
		・ 計画通知図書	A 4	
		・ 各種計算書	A 4	
		・ 工事費概算書	A 4	
		・ 秋田県建築設備実施設計チェックリスト	A 4	
		・ 営繕工事積算チェックマニュアル（電気設備工事）	A 4	
		ア 数量算出チェックリスト（新営工事・改修工事）		
		イ 積算数量調書チェックリスト（新営工事・改修工事）		
		・ コスト縮減概要書	適宣	
・ ランニングコスト概算書	適宣			
・ 各種技術資料	適宣			
追 加 業 務	・ 電気設備工事積算数量算出書	A 4	見積書、見積比較表含	
	・ 電気設備工事積算数量調書	A 4		
	・ 防災計画書	A 4		
	・ 省エネルギー関係計算書	A 4		
	・ ( )			
	・ ( )			



7 提出部数等

電子納品に拠らない成果物は次による。

(1) 基本設計

成果物等	提出形態	部数等	摘要
ア 建築（意匠） ・			
イ 建築（構造） ・			
ウ 電気設備 ・			
エ 機械設備 ・			
オ その他 ・ 模型 ・			
カ 資料 ・			

(2) 実施設計

成果物等	提出形態	部数等	摘要
ア 建築（意匠） ・			
イ 建築（構造） ・			
ウ 電気設備 ・			
エ 機械設備 ・			
オ その他 ・ 模型 ・			
カ 資料 ・			